

令和8年度 紙おむつ等支給のご案内 〈事前配布用〉

初めて利用する方や最終配送月から2年以上配送がない方は、下記の〈申請窓口〉で利用申請が必要です。申請時には注文書の添付が必要です。

〈申請窓口〉区内の各熟年相談室(地域包括支援センター)、各健康サポートセンター、介護保険課相談係(江戸川区役所)

〈電子申請〉詳しくは、区のホームページ「紙おむつ等の支給」を確認してください。



1 対象となる方

江戸川区に住民登録があり、生活の場を有する下記のいずれか、または両方に該当する方

- (1) 要支援・要介護認定を受けている方
- (2) 65歳以上の方

【次の方は医師の意見書が必要です】

- ・要支援1～要介護3の方
- ・65歳以上で介護認定がない方

ただし、次の〈対象とならない方〉を除きます。

〈対象とならない方〉

- ① 介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設等)に入所中の方
- ② 江戸川区外に生活の場を移された方
(入院中を除き、住民票を残されている場合でも対象外です)
- ③ 生活保護受給中の方
- ④ 紙おむつ使用料助成事業を受ける方

同月内で紙おむつ支給との併用はできませんので、すみやかに「江戸川薬業協同組合」へ配送停止の連絡をするようになります。



2 注文・配送時期と配送方法等

注文連絡した日により、配送時期は下記のとおり異なりますのでご注意ください。

	注文・変更等の連絡をした日	注文・変更連絡後の紙おむつ等の配送時期
毎月配送の方	毎月1～14日まで	連絡した月の25日頃～末日までの間
	毎月15～末日まで	連絡した月の翌月の25日頃～末日までの間
再開の方	毎月1～14日まで	連絡した月の25日頃～末日までの間
	毎月15～末日まで	連絡した月の翌月10日頃～15日頃(中旬)までの間 ※中旬配送の翌月からは月末配送

◆新規の場合は、上記日程と異なります。

◆配送は「毎月配送」、「隔月配送」、から選ぶことができます。

◆お届けは原則ご利用者の自宅ですが、江戸川区内であれば親族宅や施設等にもお届けできます。あらかじめお届け先の下承を必ず得てください。区外への配送はご利用者が入院中の時に限ります。なお区外への送料は利用者の実費負担(着払いのみ)となります。

◆1ヶ月単位で注文数量等の変更、配送の一時停止・再開をすることができます。

◆配送後の交換・返品・回収はできませんので、ご注意ください。

3 支払方法

1. 振込での支払い 配送時お渡しする専用用紙(コンビニ払い可)でお支払いください。※コンビニ払いのみ手数料無料

2. 現金での支払い 配送時にお釣りが無いようお支払いください。

○自己負担額のお支払いがない場合は、支払い確認ができるまでは配送停止となりますのでご注意ください。

■紙おむつ等支給事業・おむつ使用料助成事業のお問い合わせ先

江戸川区 福祉部 介護保険課 相談係 電話 03-5662-0061(直通)

